

《論 説》

1998年の外国為替及び外国貿易管理法改正と 外国通貨の譲渡による損益の所得区分

——1998年の法改正は所得区分にどのような影響を与えたのか——

中 川 吉 之

要 約

1998年の外国為替及び外国貿易管理法の改正（以降、外国為替及び外国貿易法に改名）により、それまで外国為替公認銀行に原則として限られていた外国為替取引が、あらゆる企業及び個人に解放され、自由に行うことができるようになった。

本稿は、まず課税当局の「外国通貨の譲渡による損益は雑所得に該当する」との見解の判断根拠を、国会における政府参考人答弁及び東京地裁令和5年3月9日判決から読み解き、そのうえで、1998年の法改正により外国通貨取引が対外及び国内において何人も自由に行うことができるようになったことから、外国通貨は支払手段として言わば価値の尺度として機能するようになり、資産の値上がり、値下がりを観念することができなくなった結果として、その譲渡による所得区分が譲渡所得から雑所得へと変化したとの結論を導くものである。

I はじめに（問題の所在）

本稿は、1998年の外国為替及び外国貿易管理法の改正（改正後は法律名から「管理」の2文字を外し、外国為替及び外国貿易法と改められた。以下、外国為替及び外国貿易管理法、外国為替及び外国貿易法ともに「外為法」とする。）が外国通貨の譲渡による損益の所得区分に与えた影響を考察するものである。

外国通貨の譲渡による損益は現行において基本的には雑所得に該当するものとされているが、このことは令和4年10月7日付けの所得税基本通達の一部改正と、これに伴う課税当局の解説により明確にされている。その理由は、外国通貨は「資産の値上がり益が生じないと認められる資産」であることによるとされている¹。そして課税当局がなぜ外国通貨について資産の値上がり益が生じないと判断しているかを突き詰めていくと、「外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる」²ことが理由の一つとされている。

ここで一つの疑問がわくのであるが、1998年の外為法改正は外国通貨の譲渡による損益の所得区分に影響を与えなかったのだろうか。筆者は1996年12月から1998年7月まで、大蔵省国際金融局（当時）で勤務する経験を得たが、当時同省国際金融局では外為法の改正が大きなテーマとなっており、改正作業に専念する職員が勤務する作業部屋（通称タコ部屋）が設置され、選抜された職員が昼夜を問わず改正作業に当たっていた。この時の外為法改正の基本的な考え方は、外国への送受金を原則自由化するものであったが、それは外為法の許認可業務を主業務としていた同局金融業務課（当時）の権限・仕事が大幅に減少するだけではなく、国際金融局の様々な部署の仕事に影響する大きな変革であった。例えば、筆者の勤務

1 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>）（最終閲覧日令和7年11月9日）。

2 第198回国会参議院財政金融委員会会議録第5号（2019年3月20日）23頁〔藤巻健史参議院議員の質問に対する星野次彦政府参考人（財務省主税局長）による答弁〕。

していた同局開発金融課（当時）は日本輸出入銀行（現国際協力銀行）の融資案件の許認可を仕事の一つとしていたが、これは大蔵省が有している外為法上の許認可権限を根拠としたものであったため、外為法改正により課の仕事がどう変化するのか、日本輸出入銀行の融資に対する許認可権限がなくなった後に大蔵省は日本輸出入銀行の業務に全く関与すべきでないのか、それとも国際金融危機などの際には許認可権限のないところでも日本輸出入銀行の政府に対する任意での協力を求めることとしておくべきなのか、といった検討に多大な労力を費やした記憶がある。したがって課税当局が外国通貨を資産の値上がり益が生じない資産であると説明する際に「外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる」ことを理由として掲げていることを知ったとき、外為法改正がこの解釈に何らかの影響を与えたのではないかと直感的に感じたのが本稿執筆の動機である。

本稿においては、まず課税当局はなぜ外国通貨について資産の値上がり益が生じないと判断しているかを外為法上の理由も含めて分析し、次に1998年の外為法改正で外国通貨に対する扱いがどのように変わったかを検討の上、外為法改正が外国通貨の譲渡による損益の所得区分にどのような影響を与えたかについて結論を得ることとする。

Ⅱ 外国通貨はなぜ資産の値上がり益が生じない資産とされるのか

1 所得税基本通達

所得税基本通達35-1（その他雑所得の例示）は、「次に掲げるようなものに係る所得は、その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。）に該当する。」としてその他雑所得の例示をあげている。基本通達の令和4年10月7日付け改正により、例示の末尾に第12項目として「譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。）」が追加され、この解説において、「(12)の譲渡所得の基因とならない資産について、具体的には、『金銭債権』、『外国通貨』、『暗号資産』などの『資産の値上がり益が生じないと認められる資産』が該当することとなります。」との説明がなされている³。

ところで、外国通貨、例えば米国ドルを1ドル@100円の時に100万円分、すなわち1万ドル購入し、数年後に1ドル@150円になったタイミングで円貨に変えた場合、150万円となり50万円の利益が得られるが、これは米国ドルの円に対する値上がり益と理解するのが普通の間接感覚であろう。それなのになぜ、租税法の世界ではこれを値上がり益ではないと判断することになるのであろうか。

2 国会質疑から読み取ることのできる課税当局の判断理由

外国通貨について資産の値上がり益が生じないと認められる資産に該当すると判断する根拠について、課税当局は明らかにしていない。しかし、暗号資産の譲渡による損益の所得区分に関する国会質疑の中から、その根拠を読み取ることが可能である。平成30年から31年にかけて、参議院財政金融委員会において藤巻健史議員（維新）は暗号資産の所得区分は雑所得ではなく譲渡所得であるべきではないかとの意図の下に質疑を行い、課税当局職員が政府参考人として答弁しているが、この政府参考人答弁の中で課税当局職員は、外国通貨の譲渡による所得が雑所得に区分されることとのバランスに言及している。したがって一連の暗号資産に関する国会質疑における政府参考人の答弁の中から、課税当局がなぜ外国通貨を資産の値上がり益が生じないと認められる資産に該当すると考えているかを読み取ることができる。以下、該当する国会質疑を見ていくこととする。

3 前掲注1。

(1) 平成30年3月22日参議院財政金融委員会における質疑⁴

藤巻健史議員の「…仮想通貨を物と考えれば、これ譲渡所得という考えも考えられたわけで」あるが、「原則雑所得となったのは、改正資金決済法でこれは仮想通貨を支払手段と位置付けたせいだというふうに理解して」いるが、「それでよ」いのか、との質問に対して、藤井健志国税庁次長は「…仮想通貨…は…資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられており」、「外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にする…譲渡所得に該当せず、どの所得にも属さないということで雑所得に該当する…」旨、答弁している。

また、藤巻健史議員の「将来的には譲渡所得になってもおかしくないのかなという気がしないでもない…」との問いかけに対し、星野次彦財務省主税局長は「…この取扱いは日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象となることとのバランスを考えれば適当なものと考えて」いる旨、答弁している。

(2) 平成31年3月14日 参議院財政金融委員会における質疑⁵

藤巻健史議員の「なぜその暗号資産が譲渡所得でないのか」との問いかけに対し、並木稔国税庁次長は「譲渡所得は…資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としましてこれを清算して課税する趣旨」であり、暗号資産は「資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており…消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にする…ため…暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っている」旨答弁している。

さらに藤巻健史議員の「譲渡所得の起因となり得る資産というのは譲渡性のある財産権を全て含む広い概念である、…それで正しいかどうか」との質問に対し、並木稔国税庁次長は「譲渡所得の起因となる資産とは、一般的にその経済的価値が認められて取引の対象とされ…増加益が生じるような全ての資産が含まれる」と答弁している。そして「…暗号資産については…資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており…消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、外国通貨と同様に、その譲渡益等は資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にする」ことから、「譲渡所得には該当せず、雑所得に該当する」旨、答弁している。

また星野次彦財務省主税局長は「暗号資産については、これは、資金決済法上も、また消費税法上も見ても、その資産の値上がりによる増加益というふうには性質上考えられない」ことから「譲渡所得に当たらない」旨、改めて答弁するとともに、「外国為替についてもほぼ同じような理屈で」あることを答弁している。

(3) 平成31年3月20日参議院財政金融委員会における質疑⁶

藤巻健史議員は課税当局に対し、「暗号資産というのは支払手段であり、資産ではない…から譲渡所得ではない」との主張かどうかを確認しており、これに対して並木稔国税庁次長は、「暗号資産は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消

4 第196回国会参議院財政金融委員会会議録第5号（2018年3月22日）30頁〔藤巻健史参議院議員の質問に対する藤井健志政府参考人（国税庁次長）及び星野次彦政府参考人（財務省主税局長）による答弁〕。

5 第198回国会参議院財政金融委員会会議録第3号（2019年3月14日）19-21頁〔藤巻健史参議院議員の質問に対する並木稔政府参考人（国税庁次長）及び星野次彦政府参考人（財務省主税局長）による答弁〕。

6 前掲注2 21-23頁〔藤巻健史参議院議員の質問に対する星野次彦政府参考人（財務省主税局長）及び並木稔政府参考人（国税庁次長）による答弁〕。

費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするもの」であり、「暗号資産は、資産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、その譲渡所得による所得は一般的に譲渡所得には該当しない（下線部筆者、国会議事録のママ）」旨答弁している。

また藤巻健史議員の「支払手段というのはキャピタルゲイン、値上がり益とか値下がり損というのは生じる…か。」との質問に対して、星野次彦財務省主税局長は、「暗号資産は資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており…消費税法上も、支払手段に類するものとされている…こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産…は、外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難」であり、「一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当する」旨答弁している。

加えて藤巻健史議員の外貨預金が雑所得とされている税制を変えればドル高円安になりデフレ脱却できるとの発言に対して、星野次彦財務省主税局長は、「外国通貨については、通貨という位置付けのほかに物という性格があるのではないかという、そういう御意見もあります。物としての価値の変化を捉まえて譲渡所得課税すべきという議論もございますけれども、やはり譲渡所得という所得区分は、資産が一定期間保有されて、その間に経済的価値が累積していった場合に、それをまさに手放す際にまとめて生ずる税負担を二分の一課税や五十万円の特別控除を通じて緩和をしようといった趣旨で区分が設けられているという…制度趣旨に鑑み」ても、「外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる…外国通貨について一般的な資産と異なる課税方式としていることは…税負担の求め方としては合理性はある」旨答弁している。

以上の（１）から（３）までの一連の国会審議における課税当局の答弁からは、外国通貨の譲渡や使用に関する利益が原則として雑所得に区分されることに関して、①外国通貨について通貨という位置づけのほかに物という性格があり、物としての価値の変化を捉まえて譲渡所得課税すべきという議論もあることは認識しているとしつつ、②外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる、③本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、支払手段としてそれ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難である、④したがって譲渡所得に該当せず、どの所得にも属さないということで雑所得に該当する、との考えに基づいて雑所得に区分していることが読み取れる。

３ 令和５年３月９日東京地裁判決⁷から読み取れる課税当局の判断理由

為替差損益については従来租税争訟の対象とされてこなかったが、東京地裁令和５年３月９日判決において為替差損益の所得区分が争われ、裁判所は雑所得に該当するとの判断を示し、原告の請求を棄却した。この地裁判決の結論と裁判所の判断理由は、控訴審においても維持され、また上告受理申立ては不受理・棄却となって確定している⁸。

この裁判には大きく言って３つの争点があるが、ここでは本稿の目的にしたがって為替差損益の所得区分の争点についてのみ、課税当局の主張および裁判所の判断の要点を整理することとする。

（１）課税当局の主張

課税当局は裁判の過程で、「法上、譲渡所得とは資産の譲渡による所得をいうものとされ、譲渡所得に

7 東京地判令和５年３月９日（令和２年（行ウ）第323号、裁判所Web）、（判例タイムス1528号159頁）。

8 東京高判令和５年11月30日（令和５年（行コ）第90号、訟務月報70巻11号1223頁）。

対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるところ、外国通貨は本邦の通貨（円貨）と同様、不特定多数の者に対して財貨との交換のために使用される財産的価値であって、円貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、円貨同様、それ自体が価値の尺度（通貨と交換した財貨の価値の尺度）とされるものであって、資産の価値の増加益を観念することは困難である。したがって、外国通貨は資産の値上がりによる増加益を生ずべき資産、すなわち、譲渡所得の基因となる資産に該当する余地がない。」⁹との主張を行っている。

（２）裁判所の判断理由

裁判所は次のように判示し、為替差損益は雑所得に該当すると判示している。

イ「譲渡所得とは、ある資産の所有期間中に生じた増加益を清算して課税する趣旨のものである以上、譲渡所得の課税対象となる資産とは、その価値の増加益を観念できるものを指すものというべきである。ここで、貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すところ、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を観念することはできない（そして、この理解は、その貨幣が日本で強制通用力を有する円貨であるか、外貨であるかを問わず妥当する）ものというべきである。（以下略）

そうすると、為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の種類の所得にも該当しないため雑所得に区分されることとなる。」¹⁰

ロ「円貨以外の貨幣や暗号資産等、当該貨幣や暗号資産との交換のための円貨の額が変動するものについても、それは飽くまで交換レートの変動による相対的な額の上下の問題であり、当該貨幣や暗号資産自体の価値が増減したことによるものではない。」¹¹

ハ「なお、同条の制定時の国会審議の際に、政府参考人は、外貨も価値尺度たる貨幣であることから、当該外貨自体の値上がり益を考慮することはできない旨の発言をしている。」¹²

このことから、裁判においても、「外国通貨は商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものであり、貨幣自体の価値の増加または減少を観念できない」ため、外国通貨は資産の値上がり益を生じる資産に当たらないことから、譲渡所得の基因となる資産には該当せず、したがって外国通貨の譲渡による損益は譲渡所得ではなく雑所得に区分されることが示されたことが読み取れる。

Ⅲ 1998年の外為法改正により外国通貨に対する扱いがどのように変わったか

上記Ⅱにおける検討からは、外国通貨は①外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができること、②円貨と同様に不特定の者に対して財貨との交換のために使用される財産的価値であることから、支払手段として円貨と同様にそれ自体が価値の尺度であり、資産の値上がり、値下がり観念できないため譲渡所得の基因となる資産には該当せず、したがって外国通貨を譲渡した場合の損益は雑所得に区分されると課税当局が判断していることが確認できる。

それでは、1998年の外為法改正は、この判断にどのような影響を与えたのであろうか。これを検討する

9 前掲注7 72頁。

10 前掲注7 26-27頁。

11 前掲注7 27頁。

12 前掲注7 26-27頁。

ためには、1998年の外為法改正により、その前後で何が具体的に変わったかを見ていく必要がある。

1 外為法の目的

外為法は、第1条において、「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

2 外為法の沿革

その沿革は、1949年（昭和24年）に、「外国為替及び外国貿易管理法」として制定されたことに遡るが、当時の我が国経済を取り巻く環境を反映して、「対外取引原則禁止」の建前となっていた。その後、1980年（昭和55年）の改正において、対外取引を原則自由とする法体系に改められ、1998年（平成10年）の改正では、事前の許可・届出制度を原則として廃止するとともに、外国為替公認銀行制度、両替商制度を廃止する等、自由で迅速な内外取引が行えるよう、欧米先進諸国並みの対外取引環境の整備が図られた。その後、2002年（平成14年）5月の金融機関等による顧客本人確認を義務化する等の改正、2004年（平成16年）2月の安全保障上特に必要がある際に閣議決定により主務大臣による許認可制をとり得ることとする改正などをへて現在に至っている¹³。

3 1998年の外為法改正により生じた具体的な変化

「昭和55（1980）年施行の外為法大改正では、原則禁止の許可制から原則自由の届出制への移行など、大幅な制度改正が行われた」¹⁴とされる。実際に、外為法第1条の「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本と」するとの規定は1998年の改正前後で変更はされておらず、外為法第1条だけを見れば、外国為替取引は1980年の法改正で自由化されていたように思われる。

しかしながら、「資本取引をはじめとする『外国為替』部分については、前述のとおり、昭和五十五年の改正により、原則禁止の体系から原則自由の体系に法律が改められたとはいえ、それは、国内の企業や個人が外国為替公認銀行（為銀）を相手に資本取引を行う場合に限られており、為銀を通じない資本取引については、広範な許可・届出制が常時から課されることとされていた。…すなわち、改正前（筆者注：1998年改正前）の外為法は、しばしば『為銀主義』と呼称されるように、為銀に外国為替取引を集中させる仕組みがその根本を成しており、例えば、商社や製造業等の一般事業者や個人は、日本の為銀を相手に外国為替取引を行う場合は、特段、事前の行政府の関与なく取引を行うことが可能である一方、為銀を通さずに、海外の銀行や事業者等と直接取引を行う場合、また、国内の為銀ではない一般事業者を相手に直接取引を行う場合等は、原則として、取引毎に許可や事前届出制が課せられていたものである。また、相殺や貸借記等の特殊な支払方法による決済（いわゆる特殊決済）についても、為銀を通じずに決済が行われることとなるため、脱法防止の観点から許可制の対象とされていた。」¹⁵

すなわち、「法改正前（筆者注：1998年改正前）は、外国為替公認銀行制度により、一般事業者が為銀を通さずに行う資本取引や特殊決済に対し、広範に許可・事前審査付き届出による『行為規制』が課され

13 財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/hensen.html）（最終閲覧日令和7年11月9日）。

14 三井住友銀行総務部金融犯罪対策室『図説 金融機関職員が知っておきたい外為法の常識』4頁（一般社団法人金融財政事情研究会、2014）。

15 外国為替貿易研究グループ『一 逐条解説－改正外為法』40-41頁（財団法人通商産業調査会出版部、1998）。

ていた。もちろん、事業者にとってみれば、許可や届出さえ行えば、為銀を通じない外為取引も可能ではあるが、国際金融取引は、市場動向を睨みながらの迅速な取引が求められるため、手続きに相当の日数を所要することに加え、契約締結の段になって不許可又は変更勧告を受けるリスクを抱えたままでは、円滑な国際金融取引を実施することができず、敢えて許可や届出を行ってまで取引を行うマインドに乏しかったと考えられる。したがって、海外と直接行う外為取引は極めて限定的なものに留まり、事実上、内外市場が分断されている状態にあったといえる。」¹⁶このような状態であったことから、為銀を通じれば、外国通貨を対外決済手段として用いることは可能であったものの、企業や個人が行うことは事実上できず、課税当局がいうところの「外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる」状態ではなかったと言えよう。

また、「改正前（筆者注：1998年改正前）の外為法下では、居住者間で外貨で支払いを行うことは、大蔵大臣の許可が必要であり、事実上不可能であった。」¹⁷したがって、日本国内において円貨と同様の支払手段として価値の尺度となっている状態ではなかったと言えよう。

これが「法改正後（筆者注：1998年改正後）は、為銀に課されていた『業規制』が撤廃されるとともに、為銀以外の一般事業者に課されていた『行為規制』も撤廃される結果、個人、企業を問わず、あらゆる市場参加者のあらゆる外為取引が可能とな」¹⁸ったのである。「加えて、居住者間外貨決済（国内居住者間の商取引を外貨建てで行うこと）が自由化されることから…例えば、国内の輸出入業者の間で、外貨を融通し合うこと…も可能」¹⁹になった。また、「4月1日からはこれが自由化し、レストランや居酒屋、書店、空港内の売店などの一部では、ドルでの支払いを受け付けるところが現れた。」²⁰

Ⅳ 1998年の外為法改正が外国通貨の譲渡による損益の所得区分に与えた影響

1 1998年の外為法改正が所得区分に与えた影響

上記Ⅲでの検討の通り、1998年の外為法改正の結果、改正前は①外為法上の対外支払手段として為銀を通じて様々な資産の対価の弁済に用いることはできても、あくまでも為銀を通じてしかこれを行うことができなかったこと、また相殺や貸借記等の特殊な支払方法による決済（いわゆる特殊決済）はできなかったことから、外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができたとはいえず、また②国内において円貨と同様の支払手段とは言えなかった外国通貨が、改正後は①「外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる」状態になり、また②円貨と同様に、不特定の者に対して財貨との交換のために使用される財産的価値であり、支払手段として円貨と同様にそれ自体が価値の尺度であり、資産の値上がり、値下がり観念できない資産となった、それゆえに法改正後は、外国通貨の譲渡による損益は、資産の値上がり、値下がりによるものではなく、単に日本円との交換レートの変化による換算の問題から生ずるものにすぎないことから、譲渡所得ではなく雑所得に区分されることとなったと評価することができよう。

以上の考察を取りまとめると、下記の表のように整理することができる。

16 前掲注15 72-73頁。

17 井上武「施行された改正外為法」資本市場クォーターリー1巻4号8頁（1998）。

18 前掲注15 73頁。

19 前掲注15 76-77頁。

20 前掲注17 8頁。

外国通貨の取扱いの変化（まとめ）

	1998年外為法改正前	1998年外為法改正後
対外支払手段	外国為替公認銀行を通じなければ自由に行えない 相殺、貸借記等の特殊決済は実質上禁止	あらゆる個人、法人が自由に行うことができる 特殊決済についても自由に行うことができる
国内決済（居住者間決済）	実質上不可能	自由に行うことができる
↓	↓	↓
支払手段として価値の尺度と言えるのか	支払手段として限られた機能しか持たず、価値の尺度とまでは言えない	対外及び国内において何人も自由に行うことができ、支払手段として価値の尺度と言える
↓	↓	↓
資産の値上がり、値下がり観念できるか	価値の尺度とまでは言えないため、値上がり、値下がり観念できる	価値の尺度と言えることから、資産の値上がり、値下がり観念できない
↓	↓	↓
譲渡所得の基因となる資産か否か	譲渡所得の基因となる資産に該当する	譲渡所得の基因となる資産に該当しない
↓	↓	↓
その譲渡による損益は譲渡所得か雑所得か	譲渡所得に該当する	雑所得に該当する

2 1997年の武田教授の所得区分に関する指摘

武田教授は1997年に公表された論説の中で、外国通貨についての譲渡損益の取扱いについて、「海外旅行のために所有している外貨を売買したときには、その損益は譲渡所得と解することもできよう。一般にこのような所得は雑所得とする見解も存する。しかし、何故に雑所得となるかの根拠は明らかでない。この考え方は、おそらく事業所得でもなく、譲渡所得ともいえず、さればといって一時所得ともいえないから、その残余の所得として雑所得に該当するということであるらしい。また、譲渡所得は、金銭債権による損益を除くとしているが（所得税基本通達33-1）、譲渡所得は、本来、値上がり等のある資産が前提とされているものと解されるから、金銭債権は除いているものと解されよう。このように考えれば、むしろ少なくとも外貨についての売買による損益は譲渡所得として取り扱われるべきであると考ええる。もちろん、現行の制度の下では、長期譲渡、短期譲渡の問題も生ずることになる。」とのお考えを公表されていた²¹。

武田教授がこのお考えを発表されたのは1997年11月である。改正外為法は1997年5月23日に参議院において可決成立しているが、政令の公布は12月25日であり、また各関係省令は1998年3月4日及び3月19日に公布され、4月1日の施行を迎えている²²。したがって武田教授は改正外為法施行後の状況ではなく、施行前の状況について、外国通貨の譲渡による損益は現状で雑所得とされているが譲渡所得とすべきである、との認識を示されたのであろう。そして本稿におけるこれまでの分析によれば、この武田教授の指摘は正しかったことになる。

V 終わりに

本稿は、課税当局の公的見解とその判断根拠、及び確定した東京高裁令和5年11月30日判決を尊重し、その枠内で1998年の外為法改正が外国通貨の譲渡による損益の所得区分に与えた影響を探究したものである。

21 武田昌輔「サラリーマンの有する外貨についての譲渡損益」税経通信52巻15号205頁（1997）。

22 松山鎌志『改正外為法の実務』1頁（外国為替研究協会、1999）。

そしてその結果、1998年の外為法改正前は①外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができたとは言えないこと、②居住者間での支払いに用いることは事実上できなかったことから、支払手段として価値の尺度となっているとは言えなかったことにより、資産の値上がり益、値下がり損を観念できる資産であったことから、その譲渡による損益は譲渡所得に区分されるべきであったこと、そして1998年の外為法改正により外国通貨に対する取扱いが変化したことからこれらの状況が変化し、外国通貨の譲渡による損益が現行の課税当局の公的見解にあるように、雑所得に区分されるべきとなったことを結論として導いたものである。

なお、筆者の調べた限りではこの論点に関する先行研究の存在を確認することはできなかったことからこの研究成果を公表するものであり、これについて識者の方々のご批評を賜れば幸いである。

参 考 文 献

- 外国為替貿易研究グループ『－逐条解説－改正外為法』（財団法人通商産業調査会出版部、1998）
松山鎌志『改正外為法の実務』（外国為替研究協会、1999）
三井住友銀行総務部金融犯罪対策室『図説 金融機関職員が知っておきたい外為法の常識』（一般社団法人金融財政事情研究会、2014）
井上武「施行された改正外為法」資本市場フォータリー 1 巻 4 号（1998）
武田昌輔「サラリーマンの有する外貨についての譲渡損益」税経通信52巻15号（1997）
訟務月報70巻11号（2024）
判例タイムス1528号（2025）
第196回国会参議院財政金融委員会会議録第 5 号（2018）
第198回国会参議院財政金融委員会会議録第 3 号（2019）
第198回国会参議院財政金融委員会会議録第 5 号（2019）
財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/hensen.html）
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>）

**The 1998 Amendment to the Foreign Exchange and
Foreign Trade Control Act and the Classification of Income
from Gains and Losses on Foreign Currency Transactions:
How Did the Amendment of 1998 Affect Income Classification?**

Yoshiyuki Nakagawa

Abstract

The 1998 amendment to the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Act (subsequently renamed the Foreign Exchange and Foreign Trade Act) liberalized foreign exchange transactions, which had previously been restricted in principle to authorized foreign exchange banks. This amendment allowed all companies and individuals to freely conduct such transactions.

This paper first examines the basis for the tax authorities' view that "gains or losses from foreign currency transfers constitute miscellaneous income," drawing from government witness testimony in the Diet and the Tokyo District Court judgement of March 9, 2023. Then it concludes that the 1998 legal amendment, by enabling anyone to freely conduct foreign currency transactions both internationally and domestically, transformed foreign currency into a means of payment functioning as a measure of value. Consequently, it became impossible to conceptualize foreign currency as an asset subject to appreciation or depreciation, leading to the reclassification of income from its transfer from capital gains to miscellaneous income.